

瀬戸内海国立公園（西播地域）

管 理 計 画 書

平成 11 年 3 月

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所

目 次

第1	管理計画区設定方針	1
1	瀬戸内海国立公園管理計画作成方針	1
2	西播地域管理計画基本方針	2
3	社会的背景	3
4	瀬戸内海国立公園西播地域の指定及び計画の経緯	3
5	公園計画	4
6	管理計画区分	6
第2	管理の基本的方針	9
1	管理方針	9
2	保全対象と取扱方針	10
第3	風致・景観の管理に関する事項	17
1	許可・届出等取扱方針	17
2	公園事業取扱方針	28
第4	地域の開発、整備に関する事項	37
1	整備方針	37
2	一般公共事業との調整	37
第5	土地及び事業施設の管理に関する事項	38
第6	利用者の指導等に関する事項	38
1	自然解説に関する事項	38
2	利用者の規制	38
3	利用者の安全対策	39
第7	地域の美化修景に関する事項	39
1	美化清掃	39

2	野立広告物の取扱い	40
第8	各種団体との連携に関する事項	40
1	瀬戸内海国立公園等連絡会議	40
2	瀬戸内海国立公園兵庫県、和歌山県及び徳島県地域連絡会議	40
3	清掃団体	41
第9	その他	43
別紙		
1	特定地域における特定行為の認定一覧表	44
2	修景緑化指針	48
3	瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における 水面の埋立て取扱上の留意事項	49
4	瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針	51
追補		
1	参考資料	
	○修景緑化樹種一覧	52
	○関係法令等一覧	59
	○許認可申請書進達ルート	62
2	参考事項	
	(1) 管理計画検討会名簿	64
	(2) 作成経緯及び検討経緯	65

第1 管理計画区設定方針

1 瀬戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後数次にわたる追加指定により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のおよそ半分がその区域となった。その陸域面積は、62,781ha（平成7年3月現在）となっている。

瀬戸内海の景観は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑など、自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い多島海景観である。

瀬戸内海国立公園の区域は、この瀬戸内海の景観のうち、多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて選定され、そのほかに、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、舟遊場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が選定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港、港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の増加、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして、地域住民の一部都市圏への集中と離島等の過疎・高齢化といった地域経済、社会環境の変化など自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。最近、地域活性化の切り札として、巨大な渡海橋の建設や全国的にブームとなったリゾート開発が、瀬戸内海国立公園にも押し寄せてきている。従って、今後とも変化しつつある地域の経済、社会環境等を的確に把握し、国立公園の保護と利用を図っていくことは、ますます重要な課題となってくる。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所が各県と協力し、市町村その他関係機関、団体、住民の協力も適宜得ながら行っているが、これを一層適正かつ円滑に行うため、関係機関、団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針の下に管理の徹底を図ることが重要である。かかる認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、地域ごとに管理計画を作成することとする。

2 西播地域管理計画基本方針

当管理計画の地域の概要は、次のとおりである。

(1) 地形・地質

本地域は、揖保川河口右岸の新舞子から千種川までの沿岸部と家島諸島から成る。

本土沿岸部はリアス式の沈降海岸で、岬と入江が交錯し、岩見、室津、相生、坂越などの良港に恵まれている。家島諸島は大小の島々が散在し、多島海景観の典型を示している。

地質は、沿岸部及び家島諸島の西島、院下島、大ヤケ島等は中世代末期の流紋岩から成っているが、家島諸島のうち男鹿島、松島、高島等はそれより新しい花崗岩類より成る。また、家島本島の大部分は古生層の粘板岩から成っている。

(2) 植生

沿岸部は古くから人々が住み着き瀬戸内海を中心とした経済活動を行ってきた。従って自然植生の常緑広葉樹林が残されている場所はきわめて少なく、大部分はアカマツの二次林である。

本地域では、坂越港の100m沖にある生島の自然林が特筆される。生島には、スダジイ、モチノキを高木層とし、亜高木層としてカクレミノ、アラカシを混生した暖地性シイ林の典型が見られる。

また、室津・賀茂神社にはイスノキ、タブ林がある他、家島本島の天神鼻には社叢として保護されてきたウバメガシの自然林がある。

家島諸島及び沿岸の小島で、人手があまり入っていない場所にはクロマツの自然林があり、風衝地にはウバメガシ、トベラの低木林が発達している。

(3) 自然現象

新舞子浜は大潮の干潮時には沖合500mぐらいまで干潟となり、春は潮干狩り、夏は海水浴場として利用されている。

(4) 利用の現況

本地域の利用形態は瀬戸内海の展望、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り、潮干狩り等で、通年利用がなされている。

なお、沿岸部の平成6年度年間利用者数（平成6年度現在）は約220万人、家島諸島は約8万人である。

3 社会的背景

(1) 土地所有別 (単位: ha)

国有地	公有地	私有地	合計
41	1,300	528	1,869

(2) 産業

本地域は古くから人々の活動のあった地域である。姫路及び京阪神に近いことから、本地域に近接して工業団地が形成されている。

公園区域内の沿岸や家島諸島では漁業が行われており、家島諸島では採石が古くから地場産業として行われている。

4 瀬戸内海国立公園西播地域の指定及び計画の経緯

(1) 公園区域

昭和25年 5月18日 厚生省告示第145号 西播地域の追加指定
(西播海岸及び家島諸島)

昭和31年 5月 1日 厚生省告示第104号 公園区域の追加指定
(向山、基山、福浦海岸及び家島
諸島の一部)

平成 6年11月 7日 環境庁告示第 98号 再検討

(2) 保護計画

厚生省告示第343号 特別地域の指定

厚生省告示第344号 特別保護地区の指定

平成 6年11月 7日 環境庁告示第 99号 再検討

環境庁告示第100号 特別地域変更

(3) 利用計画

ア 単独施設

昭和32年10月23日 厚生省告示第341号 単独施設の決定

昭和39年 7月16日 厚生省告示第371号 単独施設の追加

昭和40年 8月30日 厚生省告示第413号 単独施設の追加

平成 6 年 1 1 月 7 日 環境庁告示第 9 9 号 再検討

(公園計画一部変更)

イ 集団施設地区 (赤穂御崎)

昭和 3 5 年 1 2 月 1 7 日 厚生省告示第 3 6 5 号 一般計画決定

厚生省告示第 3 6 6 号 区域指定

厚生省告示第 3 6 7 号 詳細計画決定

平成 6 年 1 1 月 7 日 環境庁告示第 9 9 号 再検討

(公園計画一部変更)

環境庁告示第 1 0 1 号 変更

5 公園計画

(1) 保護計画

(単位: h a)

	特別地域				小 計	普通 地域 (陸域)	合 計
	特別保護 地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種			
相生市	0	4	64	0	68	0	68
赤穂市	8	0	97	74	179	125	304
家島町	0	108	777	0	885	0	885
御津町	0	4	216	301	521	91	612
合 計	8	116	1,154	375	1,653	216	1,869

(2) 利用計画及び公園事業執行状況

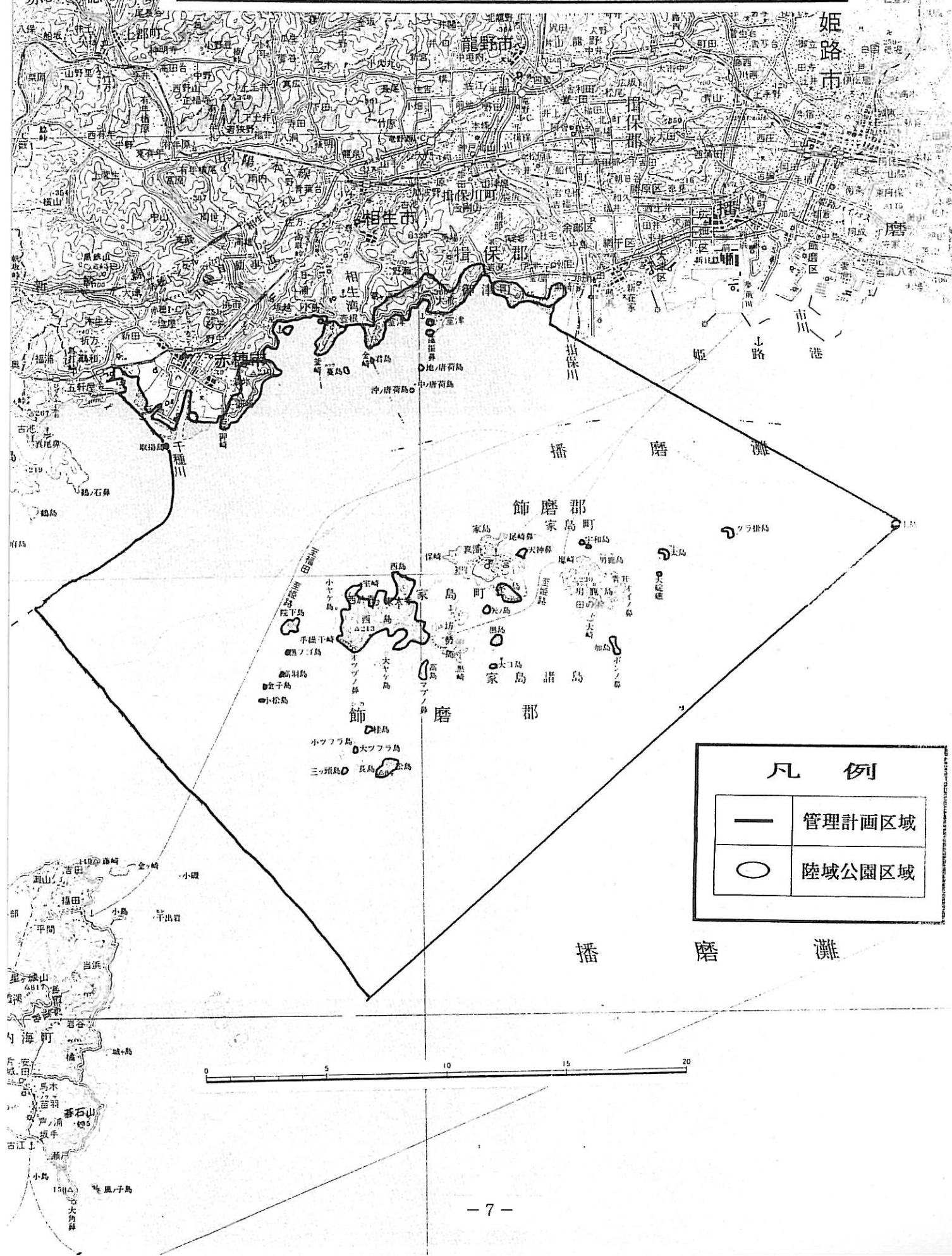
利用計画名	事業執行名	未事業執行名
赤穂御崎 集団施設地区	赤穂御崎道路（歩道） 赤穂御崎園地 赤穂御崎宿舎 赤穂御崎休憩所 赤穂御崎野営場	
園地	金ヶ崎園地 綾部園地	天神鼻園地 西島園地 柏園地 藻振鼻園地
宿舎	金ヶ崎宿舎 新舞子宿舎	柏宿舎
野営場		西島野営場 大浦野営場
水泳場		新舞子水泳場
舟遊場		七曲り舟遊場 鷺崎舟遊場 大浦舟遊場 柏舟遊場
道路（車道）	御崎坂越線道路（車道） 御津相生線道路（車道）	

6 管理計画区分

播磨灘に接する本土部と家島諸島とは一体となった公園区域かつ区域面積が1, 869 h aと小面積であることから、1管理計画区とする。(区域図 別添)

	(国) 播磨灘沿岸 公園管理区 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸
播磨灘沿岸 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸
播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸
播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸
播磨灘沿岸 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸
播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸
播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸	播磨灘沿岸 播磨灘沿岸

瀬戸内海国立公園西播地域管理計画区



新疆维吾尔自治区图

乌鲁木齐市



北

南

东

西

第2 管理の基本的方針

1 管理方針

当管理計画は、この地域の特色、国立公園の管理の実態及び課題を踏まえ、風致・景観の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対処、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整等について、その取扱方針をできるだけ明確にし、関係者の合意を図り、現地管理の方針として作成するものであるが、特に次の点に留意して管理を行う。

(1) 多島海景観の保護

瀬戸内海の重要な景観である多島海景観を保全する。特に主要展望地から望見されるものについては、地形や植生を中心に極力現状の保全を図る。

(2) 自然海岸の維持

瀬戸内海全体で見ても、自然海岸は年々減少の一途をたどっている状況にかんがみ、国立公園内の特別地域地先の自然海岸は極力現状の維持に努める。

(3) 照葉樹林の保全

局部的にしか見られなくなった照葉樹林の保全を図るほか、可能なところについてはその復元を図る。

(4) 松林の保全

松林が景観の重要な構成要素になっているところについては、その保全に配慮する。

(5) 海域の汚染防止等

国立公園内での各種行為が、海域の汚染防止に配慮しているかどうかをチェックし、必要な指導を行う。また、海岸等のゴミ対策について検討を行う。

(6) 利用形態と施設整備

当該地は、瀬戸内海国立公園の東部にあって、播磨灘（瀬戸内海）に面し家島諸島、小豆島を望む良好な展望地で大都市近郊のレクリエーションの場所として、通年多くの利用者が訪れている。そのため、当該地域の自然資源を有効に活用した自然とのふれあいを推進するために、園地、野営場及び歩道等を積極的に整備し適正な利用を図る。

(7) 住民生活との調整

地域住民の生活の不可欠な行為については、その必要性を考慮し風致・景観との調和を図る。

2 保全対象と取扱方針

特色のある風致景観及び特色のある地形地質等について、以下のとおりである。

(1) 保全対象地

市町名	保全対象	内 容	自法規制	報告書名
相生市	金ヶ崎～釜崎	○自然海岸	2 種 海面：普	第 3 回自然環境保全基礎調査「自然景観資源調査報告書（兵庫県）」1989 年
	金ヶ崎	○藻場	2 種 海面：普	第 2 回自然環境保全基礎調査「干潟・藻場・サンゴ分布調査報告書（兵庫県）」1978 年
	金ヶ崎	○自然景観 海岸景観（B）	2 種 海面：普	「兵庫県の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）」（兵庫県）1995 年
	鰯浜	○地形 海蝕洞（C）	2 種 海面：普	

市町名	保全対象	内 容	自法規制	報告書名
赤穂市	生島	○特定植物群落 (暖温帯常緑広葉高 木林) スタジイ (A) ☆国指定天然記念物	特保	第3回自然環境保全基 礎調査「自然景観資源 調査報告書 (兵庫県) 」1989年
	福浦海岸	○海岸景観 沈水海岸	2種 海面：普	
	御崎～釜崎	○自然海岸	2・3種、 外 海面：普	
	唐船山 千種川河口	○干潟	2種 海面：普	第2回自然環境保全基 礎調査「干潟・藻場・ サンゴ分布調査報告書 (兵庫県)」 1978年
	唐船山、取揚 島、福浦	○藻場	1・2・3 種 海面：普	

市町名	保全対象	内 容	自法規制	報告書名
赤穂市	生島	○自然景観 独立島・樹林（Ａ） ☆国指定天然記念物	特保	「兵庫県の貴重な自然 （兵庫県版レッドデー タブック）」（兵庫県） １９９５年
	千種川河口・ 唐船山	○自然景観 河口・干潟（Ｂ）	２種 海面：普	
	赤穂御崎・丸 山海岸	○自然景観 海岸（Ｂ）	２・３種 海面：普	
	生島	○植物群落 スダジイ群落（Ａ） ☆国指定天然記念物	特保	
	赤穂御崎	○地質 岩石、火成構造 （Ｃ）	２種 海岸：普	
家島町	家島神社 （家島本島）	○特定植物群落 （暖温帯常緑広葉高 木林） ウバメガシ林（Ａ）	１種	第３回自然環境保全基 礎調査「自然景観資源 調査報告書（兵庫県） 」１９８９年

市町名	保全対象	内 容	自法規制	報告書名
家島町	家島諸島	○海岸景観 多島海	1・2種、 外 海面：普	第3回自然環境保全基礎調査「自然景観資源調査報告書（兵庫県）」1989年
	家島諸島	○自然海岸	1・2種、 外 海面：普	
	家島諸島	○藻場	1・2種、 外 海面：普	第2回自然環境保全基礎調査「干潟・藻場・サンゴ分布調査報告書（兵庫県）」1978年
	家島諸島	○自然景観（B）	1・2種、 外 海面：普	「兵庫県の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）」（兵庫県）1995年
	家島神社 （家島本島）	○植物群落（C） ウバメガシ林	1種	

市町名	保全対象	内 容	自法規制	報告書名
家島町	西島	○地形 磯浜（Ｂ）	２種 海面：普	「兵庫県の貴重な自然 （兵庫県版レッドデー タブック）」（兵庫県） １９９５年
	加島	○地形 二重トンボロ（Ｂ）	１種 海面：普	
御津町	賀茂神社	○特定植物群落 イスノキータブ林 （Ａ・Ｃ）	２種	第３回自然環境保全基 礎調査「自然景観資源 調査報告書（兵庫県） 」１９８９年
	嫦娥山	○山地（非火山性） 景観 非火山性孤峰	３種、外	
	登岩山	○山地（非火山性） 景観 非火山性孤峰	２種・普	
	金ヶ崎～新舞 子	○自然海岸	２種・普、 外 海面：普	第２回自然環境保全基 礎調査「干潟・藻場・ サンゴ分布調査報告書 （兵庫県）」 １９７８年
	新舞子	○干潟	２種 海面：普	
	金ヶ崎～新舞 子	○藻場	２種 海面：普	

市町名	保全対象	内 容	自法規制	報告書名
御津町	室津海岸 (七曲がり)	○自然景観 海岸・集落 (B)	2 種、外 海面：普	「兵庫県の貴重な自然 (兵庫県版レッドデー タブック)」(兵庫県) 1995 年
	新舞子浜	○自然景観 海岸 (B)	2 種 海面：普	
	賀茂神社 (室津)	○植物群落 イスノキータブ (B)	2 種	
	竹岡	○地形 離水海浜礫層 (B)	2 種 海面：普	
	岩見港東南	○地質 岩脈 (B)	2 種 海面：普	
	七曲がり	○地質 岩石、火成構造 (C)	2 種 海面：普	
その他 御津町	室津地区集落 景観	○デザイン、色彩等 の統一 * 公園内は、賀茂神 社と藻振鼻	2 種、外	集落の形成等に関する 条例

注) ①自法規制

○自法規制：自然公園法

○特保：特別保護地区

○1種：第1種特別地域

○2種：第2種特別地域

○3種：第3種特別地域

○普：普通地域

○外：公園区域外

陸域

○海面(普)：海面が普通地域

②第3回自然環境保全基礎調査「自然景観資源報告書(兵庫県)」1989年

○A：原生もしくはそれに近い自然林

○B：国内に若干地域に分布する極めて稀な植物群落または個体群

○C：比較的普通に見られるが、南限、北限等分布限界の個体群

③「兵庫県の貴重な自然(兵庫県版レッドデータブック)」(兵庫県)

1995年

○A：規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの

○B：Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの

○C：Bランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの

(2) 取扱方針

西播地域の風致・景観上重要な自然資源であり、今後とも適正な保全に努める。

第3 風致・景観の管理に関する事項

1 許可・届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号、環自国第538号）、「国立公園内における各種行為に関する審査指針」（昭和49年11月20日環自企第570号）及びこれらによらないことができる別紙1「特定地域における特定行為の認定」一覧によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全地区	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望を損なわないよう留意する。また、海岸線に優れた松林を有している地区においては、原則として松林から海岸にかけては常設の建築物の設置は認めないこととする。 ② 外観意匠 ア 基本的な考え方 奇抜なデザインは避け、自然公園にふさわしい落ちついた外観意匠とする。 イ 屋根の形態 原則として、切妻、寄棟、又は入母屋型の勾配屋根とする。 なお、屋根勾配は10分の3以上とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		ウ 屋根の色彩 こげ茶色（着色処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色（緑青のついた銅板葺を含む。）、暗灰色又は黒色とする。 エ 外壁の色彩 茶色系、ベージュ色系若しくはグレー色系又は木材等の自然の素材のままの色彩とし、屋根の色彩との調和を図る。 ③ 修景緑化方法 別紙２「修景緑化指針」による。
(２) 道路	全地区	① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。また、設計に際しては、風致・景観上の支障を軽減するよう以下の点に留意する。 ② 法面の処理 擁壁を設置することが不可欠である法面を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化すること。この場合、法面の安定のため法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。 通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。モルタル吹付は、通行の安全

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		上、代替工法がないと認められる場合に限り行うものとし、可能な限りツル性植物等により緑化をするものとする。 ア 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか又は灰色若しくはこげ茶色に塗装する。 イ 擁壁 できる限り自然石を用いるものとするが、やむを得ずコンクリートブロック積み又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から見えな場所にあつては、この限りでない。 ③ 交通安全柵 極力ガードケーブルを用いることとする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げ又は海上若しくは展望地から遠望される面及び支柱を灰色若しくはこげ茶色に塗装するものとする。 ④ 廃道及び跡地の整理 道路改良等により廃道となる部分及び工事跡地は速やかに整理し、待避所等に活用される場所を除き速やかに修景緑化を行う。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		⑤ 残土処理方法 原則として国立公園外に搬出する。 ⑥ 修景緑化方法 別紙 2「修景緑化指針」による。
(3) 鉄塔・ アンテナ	全地区	① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。また、設計に際しては、風致・景観上の支障を軽減するよう以下の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、風致・景観上の支障等について十分な検討を行う。 ② 位置 ア 主要展望対象又は主要展望地からの眺望を阻害する位置は避ける。 イ 主要利用地点から極力望見されない位置とする。 ③ 色彩 主要展望地から見た場合に稜線をこえない場合は、こげ茶色系とし、稜線をこえる場合は、亜鉛メッキ仕上げ又は灰色系とする。 なお、航空障害対策は塗色でなく、標識灯の設置によるものとする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
(4) 電柱	全地区	① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。また、設計に際しては、風致・景観上の支障を軽減するよう以下の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、風致・景観上の支障等について十分な検討を行う。 ② 位置 主要展望対象又は主要展望地からの眺望を阻害する位置は避ける。 ③ 色彩 原則として、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱及び鋼板柱は亜鉛メッキ仕上げとするが、暗い林内においては、こげ茶色に塗装するなど付近の状況になるべくとけこむ色彩を採用する。 ④ 共架 電力、電話線が並行する場合は共架を原則とする。 ⑤ 地下埋設 主要利用拠点周辺では、可能な限り地下埋設とする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		⑥ 広告物 営業広告物の掲出又は設置は認めない。
(5) 治山・砂防施設	全地区	① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。特に新設の場合は、事前にその必要性、風致・景観上の支障、利用動線への影響等を十分検討する。 ② 色彩 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石を使用するか又は自然石に模した表面仕上げとする。落石防止柵については、亜鉛メッキ仕上げとするか又は灰色若しくはこげ茶色に塗装する。
(6) 海岸保全施設	全地区	① 位置 自然海岸への設置は認めない。ただし、災害が発生し、放置すればさらに被害が広まることが確実と認められる場合については、この限りでない。 ② 色彩 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石を使用するか又は自然石に模した表面仕上げとする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
(7) 海岸環境 保全事業 施設	全地区	① 基本方針 第2種、第3種特別地域内の自然海岸における設置については、災害又は浸食を受けている場合又は受けるおそれが極めて大きい場合であって、他の方法によっては、防災の目的を達成することができないと認められる場合以外は、原則として認めない。やむを得ず設置する場合は、下記に留意すること。 ② 設置方法 ア 埋立てを伴わないものであること。 イ 離岸堤は可能な限り潜堤とすること。 ウ 原則として、突堤は自然石積みとし、可能な限り潜堤とする。 ③ 色彩 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、自然石を使用するか又は自然石に模した表面仕上げとする。
2 木竹の伐採	全地区	国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第616号）を基本とし、地域の風致・景観に配慮した施業とする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
3 土石の採取	西島(家島町)	① 基本方針 国立公園指定以前から生業として行われており、風致・景観上の支障を最小限とするよう配慮する。 ② 既存の採石権の設定区域における継続事業についての取扱いは、下記のとおりとする。 ア 採取期間は、5年とし、これをこえて採取する場合は、更新手続きを行うこと。 イ 最終残壁となる法面については、郷土産の植物により緑化を行うこと。この場合、原則として保存した表土を客土として利用すること。 ウ アの更新手続きは、最終残壁となる法面の適正な緑化履行を確認できた場合に限って行うものとする。 ③ 新たに採石権の設定を行う場合、又は、既存の隣接する複数の採石権の設定区域を統合する等採石権の設定区域を変更する場合については、取扱いを下記のとおりとする。 ア 主要展望地から見た採石後の景観が従前より好ましい状態となることを条件とする（事業者において、事前に総合調査を行う。）。 イ 修景植栽の履行が担保されることを条件とする。 ウ 修景植栽の方法は、②イに同じ。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
4 広告物の設置	全地区	① 基本方針 広告物の設置に当たっては、色彩、デザイン等が周辺の風致・景観と調和するよう取扱いを下記のとおりとする。 ② 営業用広告物 使用する色彩は、白、黒、緑、青、茶系色のうち、3色以内とし、できる限り落ちついた色調とする。 ③指導標識・案内板 ア 乱立は避け、必要最小限とする。またデザインを統一し、表示板の色彩はこげ茶色、文字は白色を基本とする。 イ 案内図には、白色以外の使用も認めるが、必要最小限の使用にとどめる。
5 水面の埋立て	全地区	海面と一体となって優れた風致・景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風致・景観の重要な要素をなすものであるので、適正な保護を図るため水面の埋立てについては、次のとおり取り扱うものとする。 ① 特別地域及びその地先水面の埋立て ア 原則として許可しないものとする。 ただし、次の各号の要件に該当する場合にあってはこの限りでない。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		(ア) 地域住民の日常生活に必要なもの及び農業若しくは漁業用に供されるものであって、必要性が高く、かつ、他に適地がないと認められる場合。 (イ) 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合。 (ウ) 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。 イ 必要に応じて自然環境等に与える影響を調査し、風致景観への著しい支障がないよう適正な措置を講ずるものとする。 ウ 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法とする。 ② 普通地域内水面の埋立て 別紙3「瀬戸内海国立公園普通地域（海面）内における水面の埋立て取扱上の留意事項」によるものとする。
6 その他 (1) マリーナ	全地区	工作物及び水面の埋立てに関する取扱方針によるほか、別紙4「瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針」によるものとする。
(2) ゴルフ場		「国立公園内普通地域内におけるゴルフ場造成計

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
の造成		画に対する指導指針について」（平成2年6月1日 環自保第343号）のとおりとする。

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領（平成6年9月30日環自計第174号、環自国第541号）」によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全 線	① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。また、設計に際しては、風致・景観上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。 ② 法面の処理 擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化すること。この場合、法面の安定のため法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。 通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防止ネット等により対処する。モルタル吹付は、交通の安全上、代替工法がないと認められる場合に限り行うものとし、可能な限りつる性植物等により緑化をするものとする。 ア 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか又は灰色若しくはこげ茶色に塗装する。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		イ 擁壁 できる限り自然石を用いるものとするが、やむを得ずコンクリートブロック積み又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から見えな い場所にあつては、この限りでない。 ③ 交通安全柵 極力ガードケーブルを用いることとする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げ又は海上若しくは展望地から遠望される面及び支柱を灰色若しくはこげ茶色に塗装するものとする。 ④ 廃道敷及び跡地の整理 道路改良等により廃道となる部分及び工事跡地は速やかに整理し、待避所等に活用される場所を除き速やかに修景緑化を行う。 ⑤ 残土処理方法 原則として国立公園外に搬出する。 ⑥ 管理方針 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ持ち帰り運動を推進する。また、危険箇所の点検及

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		び草刈り、清掃等を定期的に実施する。 ⑦ 修景緑化方法 別紙2「修景緑化指針」による。
2 道路 (歩道)	全 線	① 基本方針 人と自然とのふれあいを高めることを目的とした歩道とし、利用者の安全確保や浸食防止のための整備を中心とする。 ② 附帯施設の取扱い 案内板、解説板及び道標等は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとし、周辺の自然と調和したデザインとする。 ③ 通景線の確保 展望のすぐれた箇所については、通景線の確保に配慮する。 ④ 管理方針 ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ持ち帰り運動を推進するものとする。 また、危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期的 to 実施するものとする。 イ 樹木で視界が遮断されないよう主要展望地は、適宜枝葉の伐採等を行う。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
3 宿舎	全地区	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望を損なわないよう留意する。また、海岸線に優れた松林を有している地区においては、海岸線からの後退を図り、あるいは稜線を切らないなどの風致・景観上支障の大きい場所は避けること。 さらに、急傾斜地を避けるとともに、落石、土砂崩れ等がないよう十分配慮を行うこと。 なお、宿舎事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。 ア 旅館業法による許可を得たもの、又は得る見込みのあるもの イ 宿泊収容力が20人／日以上のもの ② 高さ 建築物（地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差（高架水槽、昇降機等建築物の管理又は機能上特に必要と認められるものを除く。））の高さは、20m以下とし、既に20mをこえるものについては、増改築に際して既存の高さをこえないものとする。 ③ 外観意匠 ア 基本的な考え方 奇抜なデザインは避け、自然公園にふさわし

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		い落ちついた外観意匠とする。 イ 屋根の形態 原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根とする。 なお、屋根勾配は10分の3以上とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。 また、現在勾配屋根でない建築物については、増改築等の際し、勾配屋根又は傾斜パラペットの設置を指導する。 ウ 屋根の色彩 屋根又は傾斜パラペットについては、こげ茶色系(着色の処理をしていない銅板葺を含む。)、暗緑色系(緑青のついた銅板葺を含む。)又は暗灰色系とする。 エ 壁面の色彩 茶系統、グレー系統、ベージュ系統色又は木材等の自然の素材のままの色彩とし、屋根の色彩との調和を図る。 ④ 附帯施設の取扱い テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱いについて」(昭和57年5月7日 環自保第138号)による。 ⑤ 修景緑化方法 別紙2「修景緑化指針」による。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
4 園地	全地区	① 基本方針 海浜、樹林地、展望地などの各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。 ② 附帯施設の取扱い ア 休憩舎、展望施設、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。 イ 自然に対する理解を深めるとともに利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置する。 ウ 屋根はできる限り勾配屋根とし、施設の規模は過大とならないよう留意する。 なお、建築物のデザイン等は、 3 宿舎、 ③、イ～エに準ずる。 エ 展望施設については、立地条件を生かすことによりできる限り平屋建てとする。 ③ 管理方針 ア 危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。 イ くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
5 野営場	全地区	① 基本方針 海浜地、山間部等の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝や海浜利用等人と自然のふれあいが高まるように配慮する。 ② 施設の取扱い ア 施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置する。また、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。 イ 建築物のデザイン等は、3 宿舎、③、イ～エに準ずる。 ③ 管理方針 ア 瀬戸内海は、山火事が多いため、炊飯に伴う火気及びたばこの投げ捨て等について十分注意するよう利用者に徹底させる。 イ 残飯等のごみは、ごみ捨て場を指定し十分な管理と回収を行う。 ウ 安全管理（枯損木等）を十分に行う。
6 休憩所	全地区	① 基本方針 利用者が快適に利用できる整備及び管理を行い、利用者へ情報等の提供を行う。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		② 施設の取扱い ア 施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置する。また、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。 イ 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、イ～エに準ずる。 ③ 管理方針 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。
7 水泳場	全地区	① 基本方針 海浜地の特性に応じた整備及び管理を行い、海浜利用等人と自然のふれあいが高まるように配慮する。 ② 施設の取扱い ア 施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置する。 イ 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、イ～エに準ずる。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		③ 管理方針 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。
8 舟遊場	全地区	① 基本方針 海洋レクリエーションのための栈橋を整備する。 ② 施設の取扱い ア 海岸線を著しく改変しないよう配慮した整備内容とし、極力埋立ては行わない。 イ 施設規模は、過大とならないよう必要最小限とする。 ウ 台風等で船が漂流しないよう船庫等の管理施設の充実を図る。 エ 船の維持管理上による汚水又は排水を直接海へ放流しない。 オ 建築物のデザイン等は、3 宿舎、③、イ～エに準ずる。 ③ 管理方針 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。

第4 地域の開発、整備に関する事項

1 整備方針

(1) 本土部

瀬戸内海国立公園の東部地域としての機能の充実化を図り、赤穂御崎集団施設地区を中心として自然にふれあうための施設を積極的に整備を図るものとする。

(2) 家島諸島

瀬戸内海国立公園の重要な風致・景観の要素である多島海景観を保護し、必要最小限の自然とのふれあいのための施設の整備を図るものとする。

2 一般公共事業との調整

地域の生活産業基盤となる道路、港湾、漁港、治山、砂防等の事業と、国立公園の計画との調整を有効かつ円滑に進めるために、県の公共事業部局との間で、下記の手順で事前調整を実施する。

(事前調整手順)

ア 事前調整の対象となる公共事業は、次年度以降に実施が見込まれている事業で、自然公園法の手続きを必要とするもの。

イ 当該公共事業にかかる実施計画の概要を1月末日までに山陽四国地区国立公園・野生生物事務所に提出する。

ウ 山陽四国地区国立公園・野生生物事務所は必要なものについて、毎年2月末日までに事業者から実施計画の内容を聴取し、許認可等の公園行政との調整を図る。

エ 公園事業の執行として行う道路等の事業で、公園事業の決定若しくは変更が必要とされるものについては、自然環境保全審議会に諮る必要があることから、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所において3月末日までに事前調整を終え、諮問事務に必要な所定の手続きを進める。

第5 土地及び事業施設の管理に関する事項

公園事業施設の管理

公園施設の老朽化や破損には、国、県、市町の三者で定期的に施設の点検を実施し、必要な対策を講ずる。

また、自然公園等事業で整備された県有施設については、適正な施設管理をしていくものとする。

第6 利用者の指導等に関する事項

1 自然解説に関する事項

(1) 自然解説のための組織作り

自然に学び、自然の仕組みの大切さの理解と認識を深める「自然学習」の推進等する上で、直接利用者が主体的に自然と関わるふれあいの場を整備する必要がある。

そのため、関係機関と今後検討を行うものとする。

(2) 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が自然に対して興味を持つよう自然探勝用のガイドマップ、セルフガイド方式による自然解説冊子を関係機関と協力して作成する。

2 利用者の規制

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような利用については、関係機関との調整を図り、監視体制の強化や利用者への指導に努める。

3 利用者の安全対策

最近特にジェットスキーやウインドサーフィンといったマリンスポーツの利用が増加しているため、海水浴利用者への安全確保を十分図るよう管理者と協力していく。

第7 地域の美化修景に関する事項

1 美化清掃

利用者に対するゴミ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進する。

赤穂市では、「赤穂市公園施設管理協会」が赤穂御崎地区の清掃に当たっているが、今後は、上記以外の地区でも清掃団体の育成を図っていくとともに、次の点に留意してごみの処理や清掃の方法の改善を進める。

(1) くずかごの管理

くずかごは、十分な管理、回収が可能であり、かつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものとする。

(2) 公園施設の管理

公園施設、快適な利用を維持するため、清掃の強化に努めるよう各管理者を指導する。

(3) 普及啓発

クリーンハイキング等を実施し、一般市民に清掃活動への参加を呼び掛けるとともに、特に「自然公園クリーンデー」（毎年8月第1日曜日）の実施によるアピールに努め、ゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図る。

(4) 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう各管理者に要請するとともに、ゴミの投げ捨て防止の普及啓発に相互協力を図る。

(5) 海洋の汚染防止

釣り客等の利用者によるゴミの散乱、また海へのゴミ投棄等海洋を汚染し、利用者に不快感を与える行為が後を絶たないので、ゴミ持ち帰りのPR、巡回、制札の設置、関係団体の指導等について関係機関と協議を図る。

2 野立広告物の取扱い

国立公園の風致・景観及び快適な利用環境を守るため、県、市町と協力して野立広告物の追放を図る。

第8 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡協議会等の設置目的の推進を図るため、積極的な交流を行い、その組織強化等指導育成に努める。

1 瀬戸内海国立公園等連絡会議

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所管内においては、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所と関係地方公共団体との意志疎通を図るため、別紙記載の設置要領により、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園関係各県及び山陽四国地区国立公園・野生生物事務所による瀬戸内海国立公園等連絡会議を設置している。

2 瀬戸内海国立公園兵庫県、和歌山県及び徳島県地域連絡会議

上記会議の設置要領第4項（地域連絡会議）に基づき、地域レベルでの行政機関間の緊密な連携のもとに、国立公園の円滑な運営と整備の充実を図ることを目的として、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所が、三県及び関係市町を対象に開催している。

3 清掃団体

西播地域の美化清掃を推進していくため、今後とも県及び地元市町と協力し、以下の清掃団体を適切に指導・支援を図る。

(1) 兵庫県自然公園美化推進協議会

ア 設置目的

自然公園法第16条の2（清掃の保持）の趣旨に基づき、国・兵庫県・市町等協力し、兵庫県内自然公園の自然環境を清潔に保持すること。

イ 事業

- ① 公園利用者がもたらすごみ等の廃棄物の収集、運搬、処分等の美化清掃活動事業
- ② 美化思想の普及啓発に関する事業
- ③ 国・県及び市町の自然公園に関する施策への協力

ウ 事務局

兵庫県生活文化部環境局環境政策課

(2) 赤穂市公園施設管理協会

ア 設置目的

赤穂市赤穂御崎地区の自然を美しく保持するとともに健康で快適な利用の行える公園とするため清掃活動を行うこと。

イ 事業

- ① 地区内の清掃活動事業、自然保護に関すること
- ② 県で整備した施設の管理に関すること
- ③ 地区内の環境衛生に関すること
- ④ 地区内の標識、公園施設等の補修に関すること
- ⑤ 地区内の利用者の自然保護思想及び清掃思想の普及に関すること
- ⑥ 地区内の利用者指導、災害防止等に関すること

ウ 事務局

(財) 赤穂市公園施設管理協会

〈瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領〉

1 目的

瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実を図るため、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国、地方との連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするもの。

2 構成

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所及び関係県国立公園主管課

3 会議

(1) 会議は、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所が召集し、毎年1回開催する。

(2) 会議は、次の事項について連絡・調整を行う。

ア 国立公園行政と地域行政との連絡調整に関する事項

イ 国立公園計画及び事業決定等に関する事項

ウ 公園施設の整備及び公園事業の執行に関する事項

エ 風致・景観の管理に関する事項

オ 公共事業等の取扱いに関する事項

カ 美化清掃活動の推進に関する事項

キ 自然学習等野外活動の推進に関する事項

4 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

5 経費

会議の参加旅費等は、各構成員が分担する。

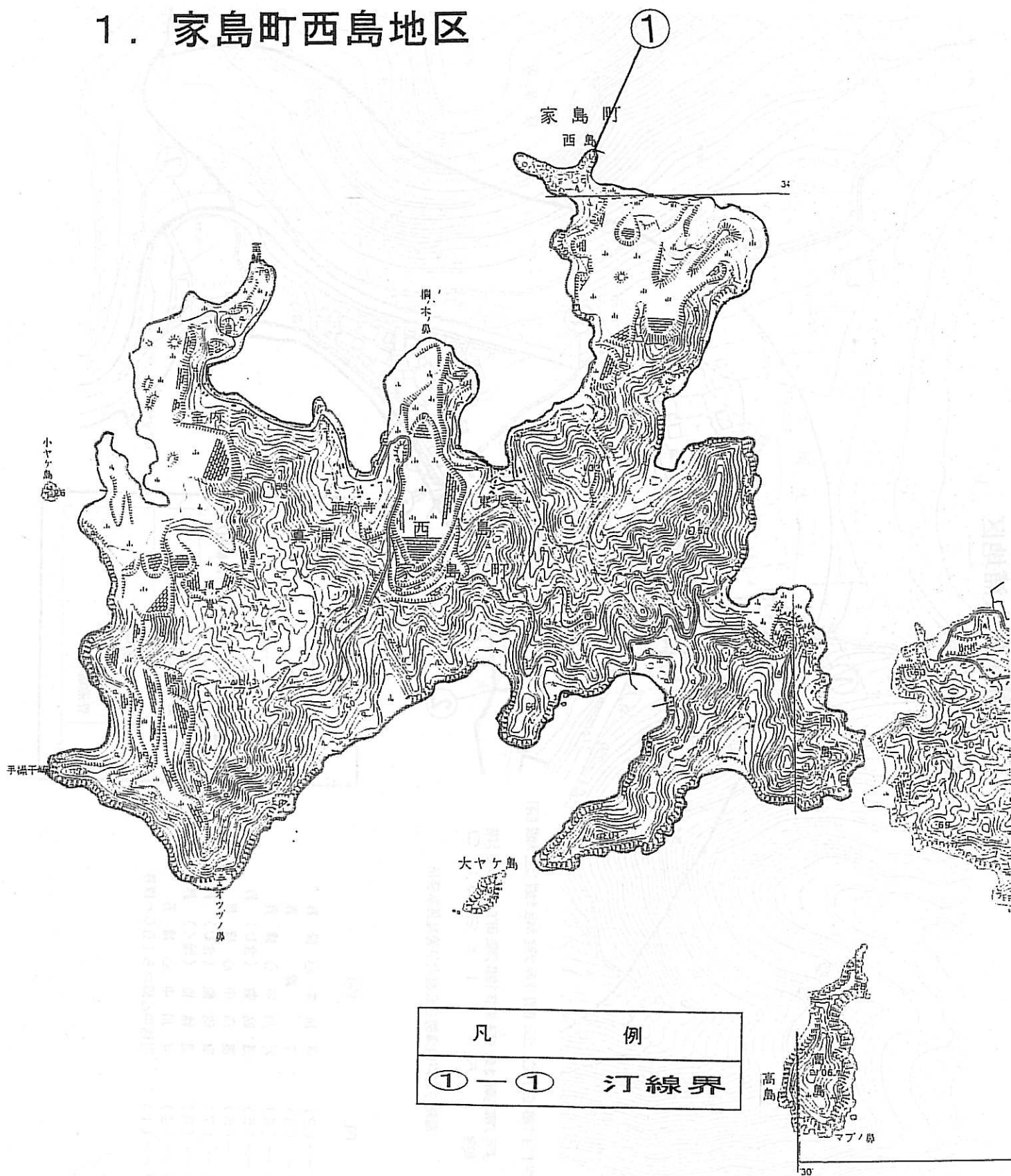
第9 その他

ほかにも次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

- (1) 許認可手続きの迅速化と、問題のある事案についての早期連絡調整を図る。
- (2) 自然公園法の規制をわかりやすく解説した広報パンフレットの作成を必要に応じて検討すると共に、関係市町の広報への協力を依頼する。
- (3) 文化財、県条例等関係法令とのそごが生じないよう、他機関との調整を図る。

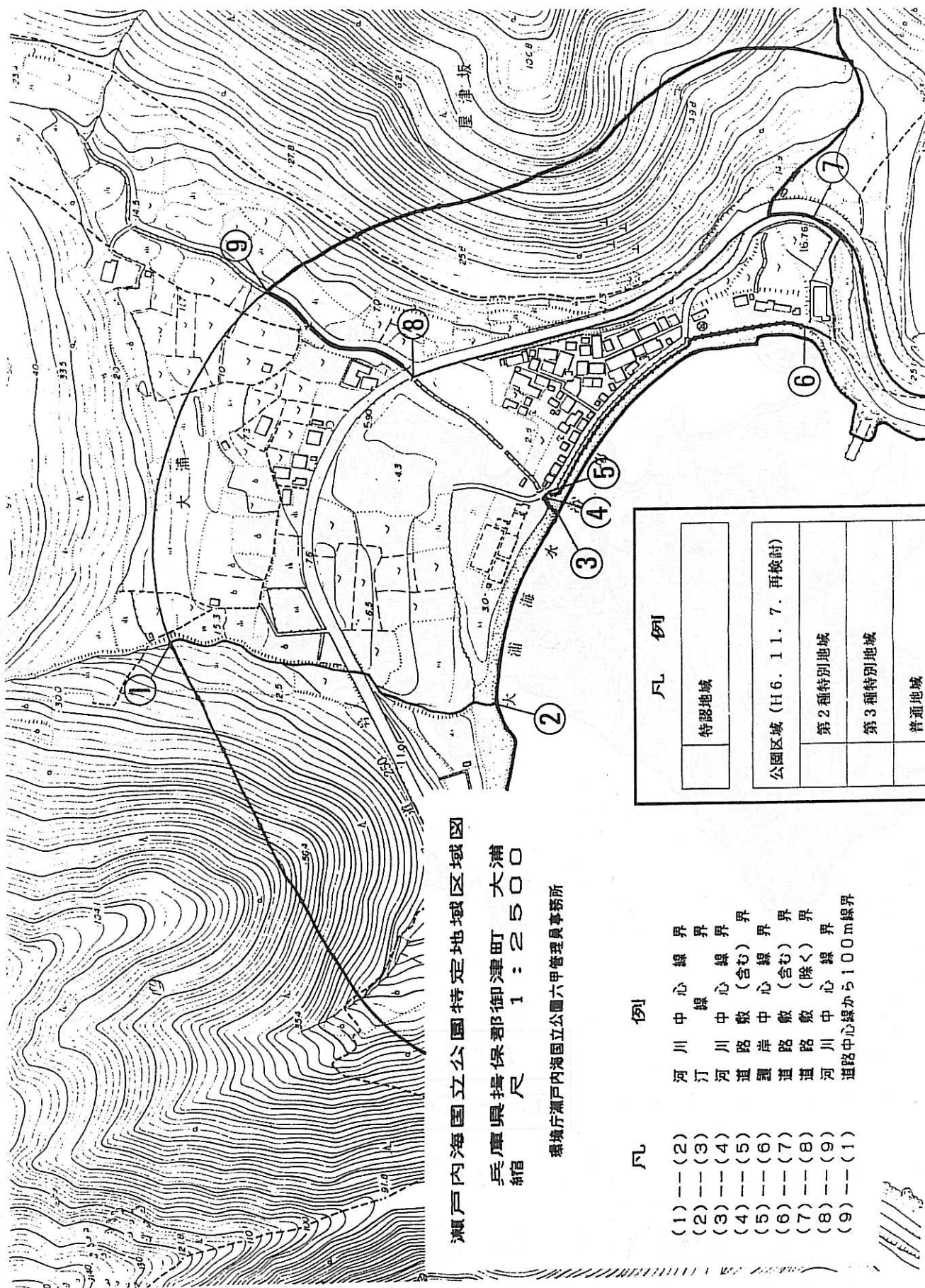
特 定 地 域	特 定 行 為
1. 家島町西島地区 昭和55年 8月18日 環自保第360号	①審査指針第三. II. aの柱書き中「露天堀による掘採又は採取が、自然公園法の許可（本審査指針の施行の日以前に得られた許可に限る。）を得て現に行われている土地に隣接しているものであって、以下に定める要件に該当するもの」とあるのは「露天堀による掘採又は採取が、以下に定める要件に該当するもの」と読み替える。 ②審査指針第3. II. a中ア及びウは要件としない。
2. 御津町大浦地区 昭和58年 7月 4日 環自保第120号	①審査指針第1. 1. 二. (4). ア中「10メートル」とあるのを「13メートル」と読み替える。 ②審査指針第1. 1. 二. (4) 中イからキまでを要件としない。 ③審査指針第1. 1. 二. (5) 中イからオまでを要件としない。
3. 御津町黒崎及び新舞子地区 昭和60年10月29日 環自保第343号	①審査指針第1. 1. 二. (4). ア中「10メートル」とあるのを「13メートル」と読み替える。 ②審査指針第1. 1. 二. (4) 中イからカまでを要件としない。 ③審査指針第1. 1. 二. (5) 中イからエまでを要件としない。

1. 家島町西島地区



灘

2. 御津町大浦地区



瀬戸内海国立公園特定地域区域図

兵庫県播磨郡御津町 大浦

縮尺 1:2500

環境庁瀬戸内海国立公園六甲管理員事務所

凡

- (1) -- (2)
- (2) -- (3)
- (3) -- (4)
- (4) -- (5)
- (5) -- (6)
- (6) -- (7)
- (7) -- (8)
- (8) -- (9)
- (9) -- (1)

例

- 河川中心線
- 汀川中心線
- 河川敷中心線
- 道川敷中心線
- 道川敷中心線
- 道川敷中心線
- 河川中心線
- 道川中心線
- 道川中心線

凡 例

	特認地域
	公園区域 (H 6. 1 1. 7. 再検討)
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

3. 御津町黒崎及び新舞子地区

2. (1.) の地域

新舞子海水浴場

福ヶ浜

凡例

特認地域
公園区域 (H6. 1. 1. 7. 再検討)
第2種特別地域
普通地域

区域線表示凡例	
⑤-⑥	道路敷界
⑥-⑦	埋立地境界
⑦-⑧	法肩界
⑧-⑨	法尻界
⑨-⑤	道路敷 (除) 界
⑩-⑩'	道路敷界
⑩'-⑪	道路敷 (除) 界
⑪-⑫	稜線界
⑫-⑩	法肩界

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致・景観を損なうことがないように以下の点に留意のうえ、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

(1) 支障木の移植

工事にあたっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生じる場合には、極力これを移植するものとする。

(2) 裸地の緑化

工事に伴いやむを得ず生じた裸地は緑化する。

(3) 緑化に使用する草本類

法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の郷土産の植物を混合した種子吹付けを使用するものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、洋芝類、牧草類によるものとする。

(4) 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、できるだけ郷土産の植物による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

(5) 道路については、特に次の事項を留意する。

ア 道路を新設する場合は、既存の樹木はできる限り残すものとし、移植可能な樹木は移植する。また、大径木の樹木がある場所では道路線形の変更も検討する。

イ 道路沿いの空地には郷土産の植物により緑化する。

ウ 道路法面が大きい場所では、法面を数段にわけて犬走りを設け、犬走りに低木を植栽する。

(6) 建築物等の工作物の周辺については、次の事項に留意する。

ア 建築物等の周辺に修景が必要な場合には、郷土産の植物により緑化する。

イ 建築物等の人工物を隠べいする必要のある場合には、郷土産の植物により緑化する。

別紙 3 〈瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における
水面の埋立て取扱上の留意事項〉

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地域以外ではその目的を達成することが困難なもので、原則として次の各項目のいずれかに該当すること。

- ア 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ウ 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- エ 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

（１）次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。

- ア 特別保護地区及び特別地域（共にその周辺を含む）
- イ 自然海岸

（２）野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。

（３）主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境・風景の保全に関する事項

（１）埋立ての規模及び形状が適切であること。

(2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。

(3) 埋立地に設置される工作物の規模、形状等が、周囲の風景と調和するものであること。特にリゾート開発に伴う施設及び高層建築物・巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。

(4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。

(5) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合い及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合いが軽微であること。

(6) 周辺の海水浴場等に与える影響が軽微であること。

(7) 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。

4 その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

国立公園内のマリーナについては、次によって取り扱う。

マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート等）を係留、保管するための施設（栈橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。

（１）次の地域においては、原則として認めない。

ア）特別保護地区、海中公園地区及び第１種特別地域

イ）貴重な自然的性質を有する地域のうちア）に準じた取扱いをする必要があると認められる地域

ウ）ア）及びイ）の地先及び周辺の海域

（２）（１）以外の特別地域にかかるマリーナについては、次の各号の要件を満たさない場合は原則として認めない。

ア）自然海岸の埋立てをしない等風致の保護上著しい支障とならないものであること。

イ）自然海岸以外の埋立てについては最小限とすること。

ウ）係留施設の規模が過大でないこと。

エ）国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。

オ）船舶の陸上保管場所や附帯施設は可能な限り既存陸上部に設けること。

カ）船舶の陸上での保管は、最小限とすること。

キ）野生生物の生息・生育に重大な影響を及ぼさないものであること。

ク）海水浴場等への影響が軽微であること。

（３）普通地域のみにかかるマリーナについては、（２）の各号の要件を満たすよう指導する。

修景緑化樹種一覧

1 高木

和名	生長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
アカガシ	速	中	陰	常高(20)		中	中
アカマツ	速	乾	陽	常高(40)		弱	弱
アカメガシワ	速	中	陽	常高(10)		..	..
アキニレ	速	湿	半陽	落高(10)		強	中
アベマキ	速	中	陽	常高(15)		中	..
アラカシ	速	中	半陽	常高(15)		強	中
イイギリ	速	中-湿	陽	常高(15)	果(10-11)	..	..
イスノキ	中	乾	半陽	常高(20)	花(4-5)	強	強
イヌマキ	遅	湿	陰	常高(15)		強	中-強
イブキ	遅	乾	陽	常高(15)		強	強
イロハモミジ	速	湿	半陽	落高(10)	葉(10-11)	中	中
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常高(10)		強	強
ウラジロノキ	速	乾	陽	落高(15)	葉・果(9-10)	..	..
エノキ	速	中-湿	半陽	常高(20)		中	中
オガタマノキ	遅	中	陰	常高(15)	花(3-4)	中	中
カクレミノ	遅	湿	陰	常高(10)		強	..
カゴノキ	中	中	陰	常高(15)		..	..
カラスノサンショウ	..	中	陽	落高(7)		..	..
クサギ	速	中	陽	落高(8)	花(7-9)	..	..
クスノキ	速	中	半陽	常高(25)		中	強
クロガネモチ	遅	湿	陽	常高(10)	果(11-1)	強	..
クロキ	中	中	陰	常高(10)		..	..

和名	生長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
クロマツ	速	乾	陽	常高(40)		強	中
コナラ	速	中	陽	常高(20)		中	中
コブシ	・・	湿	陽	常高(8)	花(3-4)	・・	・・
サカキ	速	中	陰	常高(10)		中	中
ザイフリボク	速	乾	半陽	落高(10)	花(4-5)	・・	・・
シュロ	遅	中	陰	常高(8)		強	中
シラカシ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
スダジイ	速	湿	半陽	常高(25)		強	強
センダン	速	中-乾	陽	落高(15)	花(5-6)	中	中
タブノキ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
タラヨウ	中	中	陰	常高(10)	果(11-1)	中	中
ナギ	遅	中	陰	常高(15)		強	弱
ナナミノキ	中	湿	半陽	常高(10)	果(11-2)	・・	・・
ナラガシワ	速	中	陽	落高(16)		・・	・・
ナリヒラダケ	速	中	陽	常高(8)		・・	強
ニワウルシ	速	乾	陽	落高(20)		中	強
ネズミサシ	遅	乾	陽	常高(10)		強	強
ネムノキ	速	中	陽	落高(10)	花(6-7)	強	・・
ハゼノキ	速	中	陽	落高(10)	葉(10-11)	・・	・・
ヒイラギ	遅	乾	陰	常高(8)	花(10-11)	強	強
ヒメユズリハ	遅	中	陰	常高(10)		強	中
ビワ	・・	中	陽	常高(10)	花(11-2) 果(6)	・・	・・
フジキ	速	中	陽	落高(10)	花(6)	・・	・・

和 名	生長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
マダケ	速	中	半陽	常高（１５）		中	強
マテイバシ	速	中	陽	常高（１０）		強	強
ミカン類	・ ・	中	陽	常高	果（１０-１１）	中	強
ミズキ	速	湿	半陽	落高（１５）	花（５-６）	中	強
ムクノキ	速	中	半陽	落高（２０）		強	強
モウソウチク	速	中	半陽	常高（１５）		中	強
モチノキ	遅	中	陰	常高（１０）	果（１１-１２）	強	強
モッコク	遅	湿	陰	常高（１０）	果（１０-１１）	中	中
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常高（１０）	花（２-４）	強	中
ヤブニッケイ	中	中	陰	常高（１５）		弱	・ ・
ヤマザクラ	速	中	陽	落高（２０）	花（３-４）	・ ・	弱
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常高（２０）		強	中
リョウブ	中	中－乾	陽	落高（１０）	花（７-８）	・ ・	・ ・
リンボク	中	中	陰	常高（１０）		・ ・	・ ・

2 低木

和 名	生長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
アジサイ類	・ ・	湿	半陽	落低 (2)	花 (6-7)	・ ・	・ ・
アオキ	速	湿	陰	常低 (3)	果 (11-3)	強	強
イヌツゲ	遅	中	半陽	常低 (3)		強	強
イボタノキ	速	中	半陽	常低 (2)		・ ・	・ ・
ウツギ	・ ・	中	半陽	落低 (2)	花 (5-6)	・ ・	・ ・
ウメモドキ	中	中	陽	落低 (3)	果 (10-1)	中	中
エニシダ	速	乾	陽	落低 (1. 5)	花 (5-6)	・ ・	強
オカメザサ	・ ・	中	陰	常低 (1)		・ ・	強
カナメモチ	速	中	半陽	常低 (3)	果 (10-11) 葉 (5)	弱	中
クチナシ	速	中	半陽	常低 (2)	花 (6-7)	中	中
コバノミツバツツジ	・ ・	中	陽	落低 (3)	花 (4-5)	・ ・	・ ・
コマユミ	中	中	半陽	落低 (2)	果 (10-12)	中	弱
ゴマギ	中	湿	半陽	落低 (3)	花 (5) (9-10)	・ ・	・ ・
サザンカ	遅	中	陰	常低 (3)	花 (10-3)	中	弱
サツキ	速	中	陰	常低 (2)	花 (5-6)	弱	強
サンショウ	速	中	半陽	落低 (3)		・ ・	・ ・
シキミ	遅	湿	陰	常低 (3)	花 (3-4)	・ ・	・ ・
シモツケ	速	乾	半陽	落低 (1)	花 (5-7)	中	弱
シャシャンボ	遅	乾	陰	常低 (3)		・ ・	・ ・
シャリンバイ	中	中	陽	常低 (2)	花 (5-6)	強	中
シロヤマブキ	速	中	半陽	落低 (2)	花 (4-5)	・ ・	中
ジンチョウゲ	遅	中	陰	常低 (2)	花 (3-4)	中	中

和 名	生長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
センリョウ	遅	湿	陰	常低(0.5)	果(11-2)	弱	弱
タイミンタチバナ	遅	中	半陽	常低(3)		..	..
チャノキ	遅	中	陰	常低(1.5)	花(10-11)	弱	中
ツゲ	遅	中	陰	常低(3)		強	中
テリハノイバラ	速	乾-湿	陽	落低(0.5)	花(5-7)	強	..
トベラ	速	乾-湿	陽	常低(3)	花(5-6)	強	強
ナワシログミ	速	中	陰	常低(2)	果(5-6)	強	強
ナンテン	遅	中	半陽	常低(2)	花(7) 果(10-2)	強	中
ニワトコ	速	中	半陽	落低(3)		..	..
ネジキ	遅	乾	陽	落低(3)	花(6-7)	..	..
ネズミモチ	速	乾-湿	陰	常低(3)		強	強
ノイバラ	速	中-乾	陽	落低(2)	花(5-6)	..	..
ハイビャクシン	遅	乾	陽	常高(0.5)		強	強
ハコネウツギ	速	乾-湿	陽	落低(3)	花(5-6)	..	..
ハマゴウ	..	乾	陽	落低(2)	花(7-8)	強	..
バイカウツギ	速	中	陽	落低(2)	花(5-6)	..	..
ヒイラギナンテン	遅	中	半陽	常低(1.5)	花(3-4)	中	強
ヒサカキ	遅	乾	陰	常低(3)		強	強
マサキ	速	乾-湿	陰	常低(3)	果(11-2)	強	強
マユミ	中	湿	半陽	落低(3)	果(10-12)	..	..
マンリョウ	遅	中	半陽	常低(0.5)	果(11-4)	..	..
ミヤコザサ	速	中	陰	常低(0.5)		..	弱
ムクゲ	速	湿	陽	落低(3)	花(8-10)	中	強

和名	生長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落低(1. 5)	果(10-11)	..	..
モクレン	速	中	陽	落低(3)	花(4)	弱	中
モチツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(5)	中	強
ヤツデ	中	湿	陰	常低(3)		中	強
ヤブコウジ	遅	中	陰	常低(0. 2)	果(11-2)	..	..
ヤマツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(4-5)	..	..
ヤマハギ	速	中	陽	落低(1. 5)	花(7-9)	弱	中
ヤマブキ	速	湿	半陽	落低(1. 5)	花(4-5)	弱	中
リュウキュウツツジ	中	中	陽	常低(2)	花(5)	中	強

3 ツル植物

和名	成長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
アケビ	・・	中	陽	落	果(10-11)	・・	・・
キツタ類	・・	中	陽	常		・・	・・
ツルアジサイ	・・	中	陽	落	花(6-7)	・・	・・
フジ	・・	中	陽	落	花(4-6)	・・	・・
マタタビ	・・	中	陽	落	果(10-11)	・・	・・
ミツバアケビ	・・	中	陽	落	果(10-11)	・・	・・
ヤマブドウ	・・	中	陽	落	果(8-10)	・・	・・

〈関係法令等一覧〉

法 令 名	制 限 概 要	県担当課
瀬戸内海環境保全特別措置法	○排水処理施設の設置規制等 ○自然海浜保全指定地区における行為の届出	水質課
公有水面埋立法	○公有水面埋立の免許制度 (環境保全への配慮)	港湾課
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	○特別保護地区における制限 ○有害鳥獣の駆除	林務課
文化財保護法	○現状変更等の制限	社会教育・文化財課
建築基準法	○建築物の規模・形態等の制限	建築指導課
屋外広告物法 (屋外広告物条例)	○広告物の掲出禁止・制限	計画課
都市計画法 (風致地区内における建築等の規制に関する条例)	○市街化・市街化調整区域における建築等の制限	建築指導課 公園緑地課
森林法	○林地開発許可・保安林内行為制限 ○森林計画伐採届出	治山課 林務課

法 令 名	制 限 概 要	県担当課
海岸法	○海岸保全区域内の行為等の制限	港湾課 河川課 漁港課 農地整備課
港湾法	○港湾区域内の行為等の制限	港湾課
漁港法	○漁港区域内の行為等の制限	漁港課
道路法	○道路の占用等の制限	道路補修課
農地法	○農地の用途変更	農地整備課
宅地造成等規制法	○宅地造成による土地形質変更	建築指導課
国土利用計画法	○1 h a 以上の土地の開発行為制限	土地対策課
採石法	○採石業に関する制限	工業課 砂防課
鉱業法	○鉱業権設定・制限	工業課
温泉法	○掘削・動力装置設置許可	薬務課

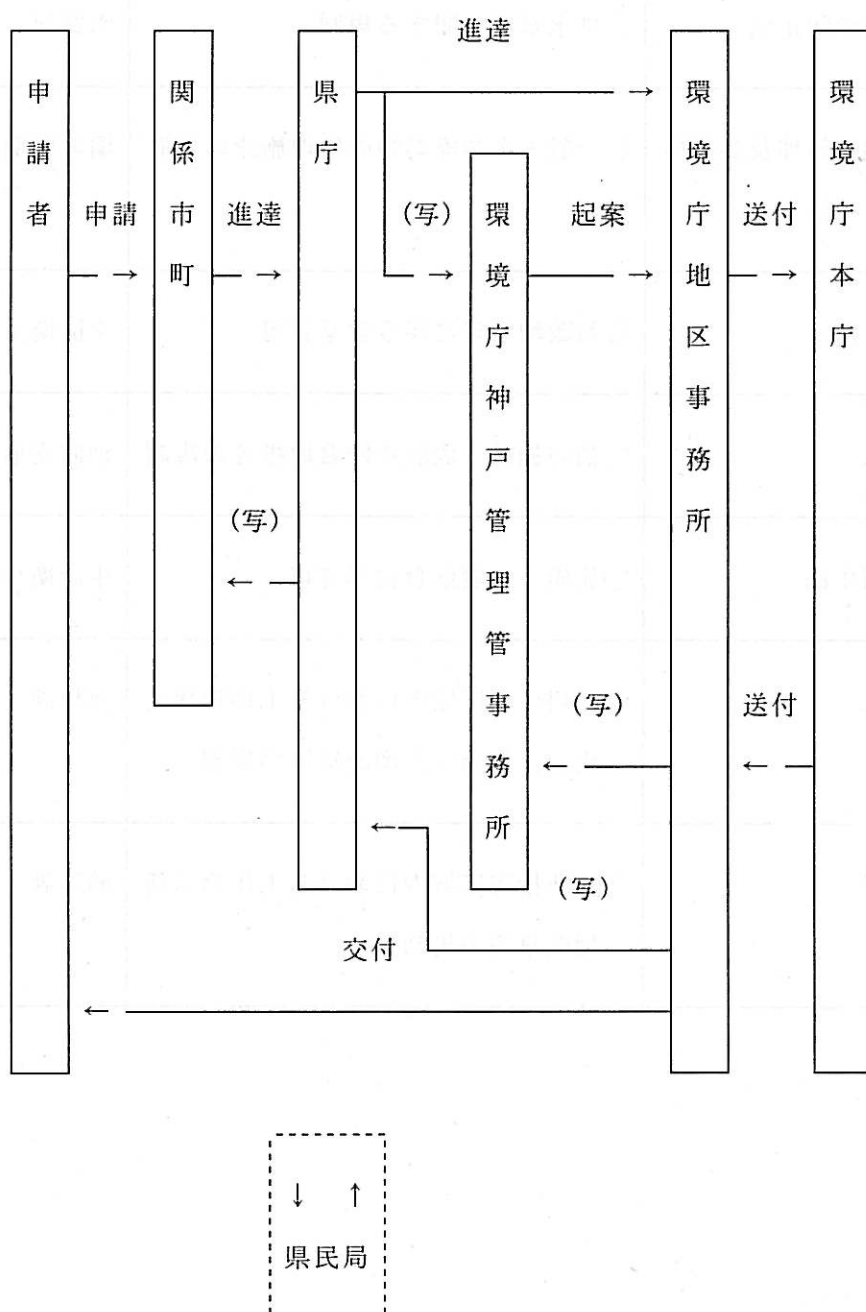
法 令 名	制 限 概 要	県担当課
水道法	○自家用水道等（１００人以下）の水質・施設基準	生活衛生課
水質汚濁防止法	○排水処理に関する規制	水質課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○一般・産業廃棄物の処理施設の設置	環境整備課
旅館業法	○新改増築等に伴う営業許可	生活衛生課
消防法	○消防施設・危険物貯蔵取扱等の規制	消防交通安全課
食品衛生法	○旅館・一般飲食営業許可	生活衛生課
河川法	○河川保全区域内における土地形状変更、工作物の新增改築等の規制	河川課
砂防法	○砂防指定区域内における工作物の新增改築等の規制	砂防課

〈許認可申請書進達ルート〉

1 長官権限（所長専決は環境庁地区事務所まで）

* 本庁決裁 5 部・所長専決 4 部提出

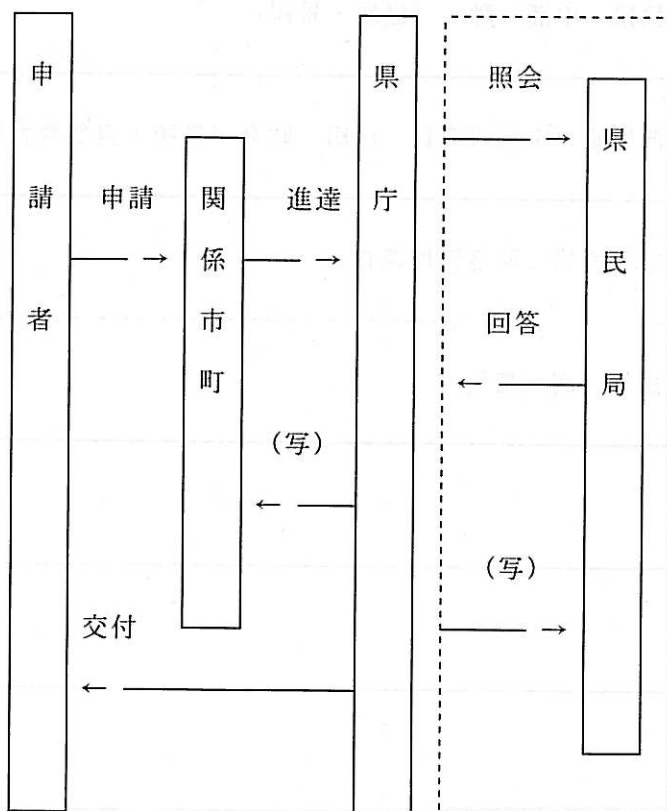
（県出先県民局に意見照会が必要な場合は 1 部追加）



2. 知事権限

* 2 部提出

(県出先県民局に意見照会が必要な場合は 1 部追加)



(1) 管理計画検討会名簿

検討員	神戸大学 名誉教授 田中 眞吾 (地理・地形)・・・座長
	姫路工業大学 教授 中瀬 勲 (緑地・景観)
	県立人と自然の博物館 主任研究員 戸田 耿介 (景観・自然教育)
行政機関	兵庫県保健環境部環境局 環境管理課長

	兵庫県西播磨県民局 商工課長
	相生市長
	赤穂市長
	家島町長
事務局	御津町長
	環境庁 山陽四国地区国立公園・野生生物事務所

	環境庁 瀬戸内海国立公園神戸管理官事務所

(2) 作成経緯及び検討経緯

年 月 日	内 容
平成7年11月30日 ～12月1日	現地調査（検討員、兵庫県（環境管理課）、事務局
平成8年 2月19日	検討会（事務局から管理計画書（案）提出）
平成8年 3月15日	中央連絡会議（座長、事務局）
平成8年 3月19日	検討会（管理計画書（案）の取りまとめ）

名 称	数 额
1. 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日	1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日
2. 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日	1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日
3. 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日	1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日
4. 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日	1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日 1999 年 12 月 31 日